

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社ステムセル研究所

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己殿
【提出日】	2021年5月21日
【四半期会計期間】	第22期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
【会社名】	株式会社ステムセル研究所
【英訳名】	StemCell Institute Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 崇文
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋五丁目22番10号
【電話番号】	03-5408-5279
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 乃一 進介
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋三丁目15番12号
【電話番号】	03-5408-5326
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 乃一 進介

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	7
第4【経理の状況】	8
1【四半期財務諸表】	9
2【その他】	12
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	13
四半期レビュー報告書	14

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第 1 四半期 累計期間
会計期間	自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 6 月 30 日
売上高 (千円)	325,403
経常利益 (千円)	25,215
四半期純利益 (千円)	15,576
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—
資本金 (千円)	374,820
発行済株式総数 (株)	4,867,100
純資産額 (千円)	1,275,414
総資産額 (千円)	3,541,974
1 株当たり四半期純利益 (円)	3.20
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益 (円)	—
1 株当たり配当額 (円)	—
自己資本比率 (%)	36.0

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末における資産合計は3,541,974千円となり、前事業年度末に比べ22,726千円減少いたしました。流動資産は3,128,978千円となり、前事業年度末に比べ219,189千円減少いたしました。これは主に現金及び預金が191,621千円、売掛金が27,860千円減少したことによるものであります。固定資産は412,995千円となり、前事業年度末に比べ196,463千円増加いたしました。これは主に細胞処理センターの新設工事に伴い建設仮勘定が204,600千円増加したものの、繰延税金資産が9,119千円減少したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債合計は2,266,559千円となり、前事業年度末に比べ38,303千円減少いたしました。流動負債は2,262,750千円となり、前事業年度末に比べ39,064千円減少いたしました。これは主に前受金が92,332千円増加したものの、未払消費税等が29,705千円、未払法人税等が81,540千円、賞与引当金が16,949千円減少したことによるものであります。固定負債は3,808千円となり、前事業年度末に比べ761千円増加いたしました。これは役員退職慰労引当金の増加によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は1,275,414千円となり、前事業年度末に比べ15,576千円増加いたしました。これは四半期純利益15,576千円の計上による利益剰余金の増加によるものであります。

(2) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、昨年10月の消費税増税による個人消費の低迷に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により急速に悪化しております。海外についても、同感染症拡大に伴い各国政府等による営業規制を含むロックダウンが広がるなど急速に悪化しており、世界経済全体で総じて厳しい状況にあります。

このような環境の中、当第1四半期累計期間において当社は、活動が制限される状況下ではありますが、さい帯血採取協力施設への情報提供を継続しつつ、より多くの妊産婦への認知度向上を目的に、Webを通じたマーケティング活動に注力して参りました。

この結果、売上高は、325,403千円、営業利益は、22,940千円、経常利益は、25,215千円、四半期純利益は、15,576千円となっております。

なお、当社は、単一セグメントのため、セグメントごとの記載を省略しております。

(3) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は1,082千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 主要な設備

当第1四半期累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

当社は、細胞処理センターの新設工事を開始しており建設仮勘定が204,600千円増加しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,460,000
計	19,460,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年5月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,867,100	4,867,100	非上場	株主としての権利内容に 何ら限定のない当社にお ける標準となる株式であ ります。なお、単元株式 数は100株であります。
計	4,867,100	4,867,100	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	—	4,867,100	—	374,820	—	259,820

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,867,100	48,671	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,867,100	—	—
総株主の議決権	—	48,671	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7－6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,024,750	2,833,129
売掛金	279,182	251,322
原材料及び貯蔵品	16,130	21,739
前渡金	704	—
前払費用	27,266	20,892
その他	1,720	3,387
貸倒引当金	△1,587	△1,492
流動資産合計	3,348,168	3,128,978
固定資産		
有形固定資産	106,389	305,002
無形固定資産	8,389	7,671
投資その他の資産	101,753	100,320
固定資産合計	216,532	412,995
資産合計	3,564,700	3,541,974
負債の部		
流動負債		
買掛金	16,863	13,025
未払法人税等	83,806	2,266
前受金	2,058,887	2,151,220
賞与引当金	38,680	21,730
その他	103,577	74,507
流動負債合計	2,301,815	2,262,750
固定負債		
役員退職慰労引当金	3,046	3,808
固定負債合計	3,046	3,808
負債合計	2,304,862	2,266,559
純資産の部		
株主資本		
資本金	374,820	374,820
資本剰余金	259,820	259,820
利益剰余金	625,198	640,774
株主資本合計	1,259,838	1,275,414
純資産合計	1,259,838	1,275,414
負債純資産合計	3,564,700	3,541,974

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	325,403
売上原価	111,335
売上総利益	214,068
販売費及び一般管理費	191,127
営業利益	22,940
営業外収益	
助成金収入	2,275
営業外収益合計	2,275
経常利益	25,215
税引前四半期純利益	25,215
法人税、住民税及び事業税	519
法人税等調整額	9,119
法人税等合計	9,639
四半期純利益	15,576

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	7,876千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

当社の事業セグメントは、細胞バンク事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純利益	3円20銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	15,576
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	15,576
普通株式の期中平均株式数(株)	4,867,100

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年5月17日

株式会社ステムセル研究所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

西田 順一 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河野 匡伸 

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ステムセル研究所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ステムセル研究所の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上